

平成24年第12回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成24年11月26日(月)
午前9時30分 から 午前10時43分
2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室
3. 本日の出席委員(13名)

1番	木村茂人	2番	塚田修彦
3番	後藤政次	4番	小野三幸
5番	大仁田金次	6番	松本良明
7番	田中文彦	8番	内尾明美
9番	西田悟	10番	
11番		12番	錦戸幸春
13番	宮崎敬三	14番	山下時義(職務代理者)
15番	岡村貞夫(会長)		
4. 本日の欠席委員(2名)

10番	高道修二	11番	山本政人
-----	------	-----	------
5. 議事日程
 - 日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
 - 日程第2. 議案第86号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 日程第3. 議案第87号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 日程第4. その他
6. 総会書記(農業委員会事務局職員)
事務局長 吉村文雄・局長補佐 坂本重志・参事 田尻龍一

7. 会議の概要

1, 開 会

開会午前 9時30分

議 長 おはようございます。
定刻になりましたので、ただいまから平成24年第12回農業委員会総会を開会致します。本日は10番高道修二委員さんと11番山本政人委員さんが欠席ですが総会は成立しております。
野田佳彦首相は次期衆議院選挙の民主党マニフェストに環太平洋連携協定 TPP の交渉参加方針を明記することを表明をされました。農林水産省は TPP による関税撤廃で農林漁業の国内生産額が3兆4千億円程度減るとの新たな試算をまとめられました。TPP が衆議院選挙の争点に移動し私たち農業者にとっては絶対容認することは出来ません。

2, 議事録署名委員及び総会書記の指名

議 長 議事日程第1の議事録署名者及び総会書記の指名ですが、私から指名させて頂いてご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 それでは、14番の山下委員さんと3番後藤委員さんをお願い致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の吉村氏、坂本氏、田尻氏を指名を致します。

3, 議 事

議 長 それでは、議事に入ります。まず日程第2. 議案第86号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程を致します。事務局に説明を求めます。

事務局 それでは日程第2. 議案第86号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明致します。

3ページをお開き下さい。議案記載の譲受人は、議案記載の譲渡人より譲渡により取得し、所有権を移転したいというものです。
申請地は5ページから16ページに図示しております。
物件の表示は3ページ、4ページに記載しているとおり、田3筆3, 811㎡、畑6筆3, 393㎡合計9筆7, 204㎡です。

権利の種類は、所有権移転で、申請理由は高齢に伴う経営移譲のためです。親子間の移譲となっております。

農地法許可基準に照らし合わせた結果についてですが、自作地であるか、取得後全ての農地を効率的に利用するか、信託引受による権利取得ではないか、農作業に常時従事するか、権利取得後の経営面積が40a以上となるか、所有権以外の権限に基づく耕作の転貸・質入れではないか、地域との調和要件をみたしているかの審議要点は、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果満たしているものと判断いたしております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。只今事務局のほうから説明がございましたが、この件につきましてご意見のある方は挙手をお願いします。

議 長 ちょっと事務局にお尋ねしますが、お父さんが尾越におらすとですか。

事務局 譲渡人は施設入所中ということでこの住所になっております。

1 番 はい

議 長 はい、どうぞ。

1 番 いま、先程から質問ありましたけども、施設に入って息子がこの状況の中で考えるところがあるんですが、殆ど自分では耕作しないような状況かなと思っております。この自宅の裏も殆どお父さんの時には田を作っていたが、息子に関しては殆ど作っていない。耕作していないような状況。その一部はこの前昨年から牧草地として貸し出しをされた。この前前回の委員会でこの一部が避難地域に予定されていると。言うような状況です。ですから今後本人さんがどこまで耕作されるか私としては疑問に思っております。

議 長 この本〇さんは〇幸さんという方はお勤めされているわけですか。

1 番 していません。まあこれは所有権移転ですから自宅に自分の裏も殆ど荒れた状態です。最近といいますかこの前パトロールの前ぐらいにきちんと払って耕耘までしてもらった。道がないので管理がなかなか大変な所難しいところがある。歳も取っておられますのでとりあえずは移転をしておかないと後々もまた大変かなと思います。

議 長 はい、他にご意見ございませんか。ご意見無いようでございますが、今木村委員さんからお話しがあっておりましたが親子間の移譲と言うことでこの件について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、この件については許可することに致します。

議 長 次に日程第3．議案第87号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明を求めます。

事務局 はい、日程第3．議案第87号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。18ページをお開き下さい。

譲受人は議案記載のとおりであり譲渡人も議案記載のとおりです。申請物件は、議案記載のとおり志岐の畑1筆465㎡です。転用の目的は個人住宅です。権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、現在借家での生活だが、子供の成長に伴い手狭になったため、自宅の新築を考え近隣の用地を探していたが、知人の仲介により現居住地の隣の農地を契約できることになり、申請の運びとなった。他に代替え出来る用地も無いことから、申請地を宅地とした整備し利用したい。というものです。

農地法に基づく農地転用の許可の検討事項の転用目的及び使用目的の実現性の適否ですが、土地の選定、申請事由の妥当性及び被害防除対策においても事業計画、資金計画、位置図、平面図、字図、配置図、給排水計画図、排水同意書等関係書類も添えられており、審議要点については、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果適当であると判断しております。また、この農地は第3種農地と判断しております。以上です。

議 長 ありがとうございます。今説明のとおり畑ですか田ですか。

事務局 畑です。

議 長 只今事務局から説明をいただきましたが、この件についてご意見のある方は挙手をお願いします。
ございませんか

(はいの声)

議 長 はい、ないようでございますので、この件について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますのでこの件について許可することに致します。議案につきましては以上でございますが、その他の項で事務局からお願いいたします。

事務局 それでは、その他の項で説明ご報告いたします。別紙その他の項をご覧ください。

(資料により説明する。)

1、農地法施行規則第53条第1項第5号に基づく届出

2、農地改良届について

3、農地パトロールの報告について

4、その他

農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして平成24年第12回総会を閉会いたします。

閉会午前10時43分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____

